

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

機構本部の組織改正に伴う変更、原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し等により、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

令和4年4月1日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

(1) 機構本部の組織改正に伴う変更

本文及び「別図－2 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」中の「安全・核セキュリティ統括部長」について、機構本部の組織改正に伴い「安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長」に変更した。

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し

本文及び「別図－1 サイクル研究所原子力防災体制」中の「自治体」の記載について、原子力災害対策指針の改正（令和3年7月21日）に合わせ「地方公共団体」に修正した。

(3) 関係機関の組織名称の変更

「別表－3 (1) サイクル研究所外通報連絡系統」中の消防庁の通報連絡先について、「応急対策室」から「特殊災害室」への変更（令和3年11月1日）に合わせ修正した。

(4) その他

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以上

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)、(4)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初動対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)

以上